

事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日: 令和 6年 3月 25日

公表: 令和 6年 3月 31日

事業所名: 児童発達支援事業所ヒトキ

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		子どもの人数に合わせてパーテーションの活用等により適切な空間利用に努めています。	
	2	職員の配置数は適切である	○		個別対応が必要な場合は職員を多く配置するなど、状況に応じた適切な職員配置を行っています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		施設のバリアフリー対応をはじめ、パーテーション等の活用により子どもにとって分かりやすい空間づくりに努めています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		毎日の清掃、消毒等、清潔な空間づくりに努めています。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		今年度から実施しています。改善点等のご意見があれば適宜対応していきます。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		今年度から実施しています。改善点等のご意見があれば適宜対応していきます。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○	○		第三者評価の受審を検討します。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		外部研修への参加や講師を招いた研修の実施をしました。	外部研修の参加のみならず内部研修の充実を図りさらなる資質の向上に努めます。また、常勤職員以外の職員へも研修等についての情報提供をしていくよう努めます。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			初年度は活動プログラムの立案後に各職員への周知を実施していましたが、今後は立案の過程からチームで行うよう努めます。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○			
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		利用児の欠欠、送迎等については前日または当日の朝、職員間で確認しています。	個別に対応が必要なケースやその他の確認事項の共有など、現在の伝達方法に加え支援開始前の時間での職員間での打ち合わせの時間の確保に努めます。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		支援終了後の職員間での話し合いや活動記録の記入により支援についての振り返りを行っています。	職員ごとの勤務形態や勤務の時間帯に関わらず、支援の振り返りや対応、困りごと等について職員間で共有する機会の確保に努めます。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		活動記録、個別記録の記入をし支援の振り返りや改善に役立てています。	
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○				

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○	該当はありません。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○	該当はありません。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	引継ぎ書を作成し保護者同意のもとで情報提供を行っています。また、教育委員会や入学先の職員など関係機関の見学受入を行い相互理解を図り情報共有に努めています。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	蒲郡市児童発達支援センター主催の研修をはじめ、他事業所との連携を取り、助言や研修などを受ける機会を設けています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	市立保育園の交流保育に参加できるように保護者等への情報共有をしています。また、保育園や幼稚園に通いながら事業所の併用をしている子どももいます。	市立保育園の交流保育のみならず、園庭開放等についても保護者等へ積極的に周知をするよう努めます。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		当事業所での実施の検討及び蒲郡市児童発達支援センターで実施されるペアレントトレーニングなど、関係機関における家族支援プログラム等の周知についても積極的に実施していきます。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	個別の相談の機会を設けています。また保健師と連携を取り、発達検査等についても情報提供を行っています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	不定期ではありますが、土曜日の開放日の実施をする中で保護者交流の時間を設け、保護者同士の交流、連携の機会の確保に努めています。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	職員間で連携を取りながら迅速な対応に努めています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	毎月のおたよりやLINE配信等により行事予定等の情報を保護者に周知しています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	施錠可能な場所への保管をしています。パソコン等の電子機器についてはパスワードによるロックをかけるなど、個人情報の取扱いには十分注意しています。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	マルシェの開催等により、地域住民に対して開かれた事業運営を図っています。	

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		利用開始前のアセスメント時に個別の聞き取りを実施しています。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		現在対象となる利用児はいませんが、今後必要性が生じた場合は個別に対応していきます。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		職員への虐待防止研修の機会を設けています。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		身体拘束は行っていません。身体拘束の必要性が生じた場合は保護者への事前説明により了承を得た上で支援計画にも記載していきます。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。